**下水道財政の経営健全化のため、ご理解とご協力を**　**企業局　下水道事業**

# 令和３年１０月分から下水道使用料を改定

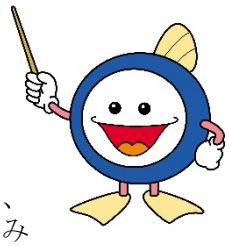

## 使用料改定の経緯

下水道事業は、快適な暮らしや良好な水環境を保つため、利用者の皆さまからの下水道使用料により運営されています。

しかしながら人口減少や節水機器の普及により、使用料収入は年々減少してきており、不足する額は一般会計からの繰入金によって補っています。今後もその傾向は続く見込みで、その額は年々増加してきています。

下水道使用料については、平成２３年以降９年間、経費節減や業務合理化等に努め使用料を据え置いて維持してまいりましたが、今後、老朽化に伴う施設更新のために多額の費用が必要となり、事業経営はますます厳しくなる状況となっていくことから、令和元年１２月に江田島市上下水道事業審議会に諮問し、審議をしていただきました。

令和３年１月に審議会から、「必要に応じて改定を行い、健全な経営を目指す」ことの答申を受け、この度、市議会へ使用料改定の議案を上程し、令和３年１０月以降の使用分から下水道使用料を改定する運びとなりました。

下水道事業では、今後もより一層安全・安心で安定した事業運営をするため、民間委託・施設の統廃合などの経費節減や業務合理化等に取り組んでまいります。利用者の皆さまには、ご負担をおかけするのは心苦しいところですが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

## 改定後の使用料

改定後の下水道使用料は、下表のとおりです。超過使用料が、現行の６段階から７段階に細分化されます。

| | 区分 | 現行単価（Ａ） | 改定後単価（Ｂ） | 引上げ単価（Ｂ）－（Ａ） | 改定率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 基本使用料 | 0～　10㎥ | 1,320円 | 1,450円 | +130円 | 9.80% |
| 超過使用料（１㎥につき） | 11～　20㎥ | 160円 | 190円 | +30円 | 18.80% |
| | 21～　40㎥ | 175円 | 210円 | +35円 | 20.00% |
| | 41～　60㎥ | 190円 | 230円 | +40円 | 21.10% |
| | 61～100㎥ | 200円 | 240円 | +40円 | 20.00% |
| | 101～200㎥ | 215円 | 260円 | +45円 | 20.90% |
| | 201～400㎥ | | 280円 | +65円 | 30.20% |
| | 401㎥以上 | 240円 | 320円 | +80円 | 33.30% |

※金額は消費税抜き

使用水量が多くなるほど引き上げ単価があがる加重平均で、**全体平均では22.6%の値上げ**となります。

【料金例】一般家庭（平均）の使用水量で２ヶ月あたり３５㎥の場合（税抜き）
改定前…5,545円　→　改定後…6,500円となります。（差額＋955円、改定率17.2%）

## 改定時期

令和３年１０月１日（※１０月使用分からの変更です。）

## 下水道使用料とは

下水道を使う場合に負担する使用料で、汚水を処理するための費用として使われます。汚水量が多いと、負担する使用料も増えます。

◆汚水処理費＝維持管理費＋資本費
維持管理費＝汚水を浄化センターできれいな水にするための費用
（処理場、ポンプ場、管きょなどの維持管理）
資本費…下水道施設を建設する際の地方債（借金）の元利償還費

（問）企業局　業務課　☎(42)3311
下水道施設課　☎(42)3911